

行田市公式ホームページ有料広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市ホームページの広告の掲載について、行田市広告掲載要綱（平成21年告示第74号。以下「要綱」という。）の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 行田市公式ホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。
- (3) 広告主 市ホームページに広告を掲載することの決定を受けた者をいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告とする。

(市ホームページに掲載が可能な広告等)

第4条 市ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容及びデザイン並びにリンク先WEBページの内容は、要綱第3条に規定する基準に合ったものとする。

2 広告の表現は、閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同し、又は広告の内容を市の事業であると誤認するおそれがあるものであってはならない。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横120ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメ不可）、JPEG又はPNG
- (3) データ容量 6KB以内

(広告の掲載場所、枠数等)

第6条 広告の掲載場所は、市ホームページのトップページ下段とし、広告の枠数及び各広告の掲載の位置は、市長が定める。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、原則として当該月の初日から末日までとする。

ただし、市長及び広告主の協議により広告の掲載の開始日を変更することができる。

(広告料の額)

第8条 広告料の額は、市長が類似する広告の市場価格等を勘案して決定する。

(広告の募集)

第9条 市長は、新規に広告枠を設置したとき又は既存の広告枠に空きが生じたときに広告主の募集を行うものとする。

- 2 市長は、前項の募集を市ホームページその他の広報媒体により行うものとする。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、広告主となる要件を満たすと認める者に対し、個別に第1項の募集の案内を行うことができる。

(広告の掲載の申込み等)

第10条 広告の掲載の申込みをすることができる者は、要綱第6条に規定する者とする。

- 2 広告の掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、要綱第5条第2項前段の規定により市長に申し込むものとする。
- 3 申込者が申し込むことができる広告の広告枠は、1枠とする。ただし、広告枠に空きがある場合は、この限りでない。

4 申込者が申し込むことができる広告の掲載期間は、1月を単位とし、申込者は、1度の広告の掲載の申込みにつき複数月にわたる間の掲載を申し込むことができる。

5 市長は、特に必要があると認めるときは、申込者に対し広告に関する資料の提出を求めることができる。

(広告の掲載の決定)

第11条 市長は、前条第2項の規定により広告の掲載の申込みを受けたときは、要綱第7条第1項前段の規定により広告の掲載の可否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、申込者の数が市長が指定する広告の枠数を超えたときは、次に掲げる順位により広告の掲載の可否を決定する。この場合において、同順位に複数の申込者がいる場合は希望する広告の掲載期間が長い方の申込者を優先し、希望する広告の掲載期間が同一の場合は申込みの受付が早かった方の申込者を優先するものとする。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類する者

(2) 公共的性格のある民間の事業者で市内に事業所等を有するもの

(3) 前号に掲げる者以外の民間の事業者で市内に事業所等を有するもの

(4) 前2号に規定するもの以外の民間の事業者

3 前項後段の規定によってもなお申込者の数が市長が指定する広告の枠数を超えるときは、市長は、抽選により広告の掲載の可否を決定する。

(広告料の納入)

第12条 前条第1項の規定により広告の掲載の決定の通知を受けた広告主は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、市が指定する納入通知書により広告料を一括して納入するものとする。

(広告の原稿の提出等)

第13条 広告主は、広告の原稿を市長が指定する期日までに市長が指定する場所に提出するものとする。この場合において、広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が行われていることを市長に対して保証するものとする。

2 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

3 市長は、提出のあった広告の原稿のデザイン、内容等が法令等に違反するおそれがあると認めるときその他市長が必要と認めるときは、広告主に対して広告の原稿の変更を求めることができる。

(広告の内容等の変更)

第14条 広告主は、広告の内容等を変更しようとするときは、原則として、変更しようとする日から起算して10日前までに市長に申し出て承認を得るものとする。

2 市長は、広告の内容等が法令に違反するおそれがあると認めるときその他市長が必要と認めるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告の掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出るものとする。

3 広告主は、第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告料の返還を市長に請求しないものとする。

(広告の掲載の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への通知その他の手続を行った上で、広告の掲載の決定を取り消し、又は広告の掲載を停止することができる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、広告主への通知その他の手続を行わないことができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納入がなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告の原稿の提出がなかったとき。
- (3) 広告主が第14条第2項の規定による広告の内容等の変更の求めに応じなかったとき。
- (4) 天災、事変その他非常事態が生じたとき。
- (5) その他広告の掲載が適切ではないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により行った広告の掲載の決定の取消し又は広告の掲載の停止により生じた損害に関する一切の責任を負わないものとする。

(広告料の返還)

第17条 市長は、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告料を当該広告主に返還する。

2 市長は、前項の規定による返還金は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 市長は、広告の掲載期間内において市の都合により市ホームページを閉鎖した場合又は広告を掲載できなかった場合は、その日数に応じて、広告料を返還する。ただし、閉鎖日数又は広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、広告料の返還は行わない。

4 市長は、市及び広告主それぞれの責めに帰することのできない理由により広告を掲載できなかった場合は、その日数に応じて、広告料を返還する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、広告料の返還は行わない。

5 市長は、前各項の規定により返還する広告料には、利子は付さないものとする。

(広報枠の広告代理店への販売)

第18条 市長は、広告枠を広告代理店に販売することができるものとする。この場合において、この要領中「広告主」とあるのは「広告代理店」と読み替えるものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前に掲載が決定したバナー広告については、その掲載期間が満了するまで、なお従前の例による。